

宮古島市地球温暖化対策実行計画 [事務事業編]

令和5年度～令和9年度



令和5年3月

沖縄県宮古島市

目 次

第1章 基本的事項	
1-1. 計画の背景	1
1-2. 計画目的	1
1-3. 基準年度・計画期間・目標年度	1
1-4. 対象範囲	1
1-5. 対象とする温室効果ガス	1
第2章 前計画の進捗状況	2
第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	
3-1. 基準年度の温室効果ガス排出量	3
3-2. 削減目標	4
第4章 具体的な取組	5
第5章 推進・点検体制及び進捗状況の公表	
5-1. 推進体制と役割	7
5-2. 点検体制	8
5-3. 進捗状況の公表及びスケジュール	8
資料編（別紙）	
宮古島市地球温暖化対策実行計画策定要領	
地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）	

第 1 章 基本的事項

1-1. 計画の背景

地球温暖化は、身近な生活環境から地球規模で直面している課題であり、世界でも多くの自然災害が発生するなど、地球温暖化による気候変動の影響が現れている。

わが国では、温室効果ガス削減目標を達成するための枠組みを定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）に基づき、地方公共団体が実施する事務事業に伴って排出される温室効果ガスの削減に向けた実行計画の策定が義務付けられた。

1-2. 計画の目的

このような背景のもと、本市においても実行計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

1-3. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成26年度とし、計画期間を令和5年度～令和9年度までの5年間とする。目標年度については、令和9年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

※基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として設定する年度をいう。

1-4. 対象範囲

実行計画は、本市が行う全ての事務事業の実施にあたり、出先機関等を含めた全ての組織及び施設が排出する温室効果ガスを対象とする。また、指定管理者制度による事務事業についても含むものとする。ただし、その他外部へ委託等により実施する事務事業は対象外とする。この場合においては、受託者へ温室効果ガス削減に向けた配慮を要請していくものとする。

- ①市長部局
- ②教育委員会
- ③選挙管理委員会
- ④監査委員事務局
- ⑤農業委員会
- ⑥議会事務局
- ⑦水道部
- ⑧消防本部

1-5. 対象とする温室効果ガス

温対法に定める7種類の温室効果ガスのうち、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）については、日本の温室効果ガス排出量の占める割合が小さいことと、市自らの業務からは排出が想定されないため、これらを除く4種類のガスを対象とする。

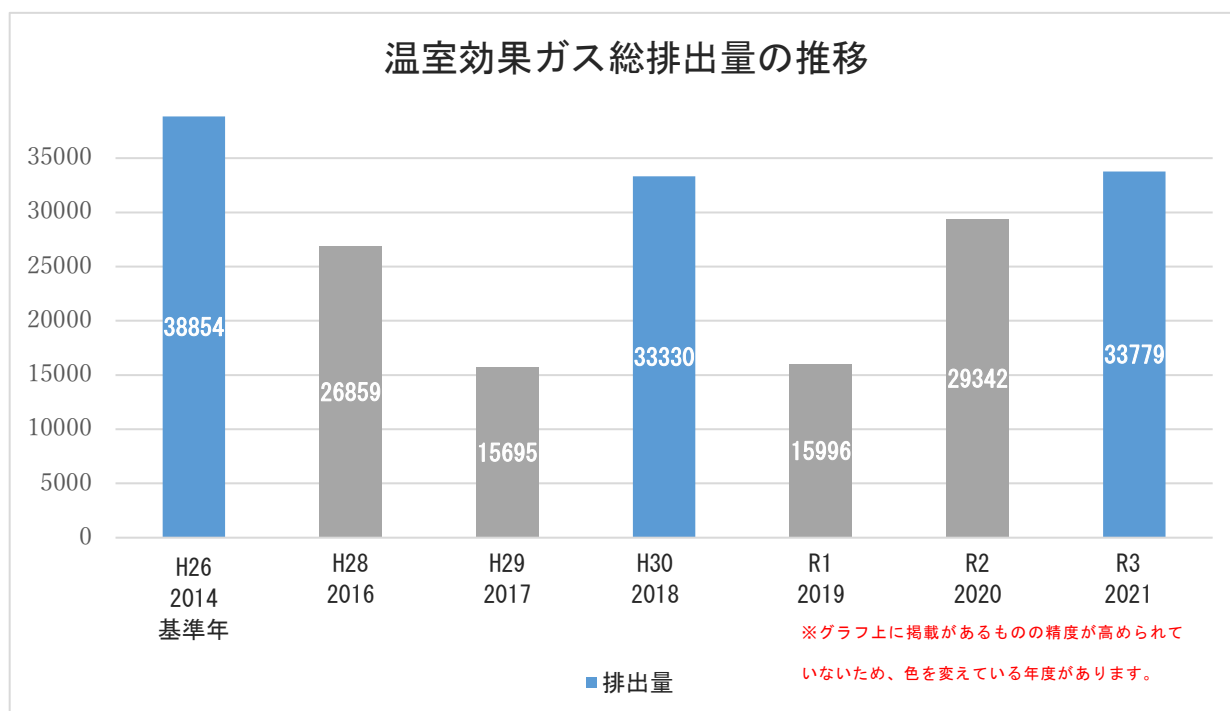
温室効果ガス	人為的な発生源	地球温暖化係数(注1)	日本の排出量割合(注2)	本計画の対象物質
二酸化炭素 (CO ₂)	電気、ガソリン、灯油などの使用、廃棄物の焼却等	1	93.1	○
メタン (CH ₄)	公用車運行時の燃料の燃焼, 下水処理、廃棄物の燃焼	25	2.6	○
一酸化二窒素 (N ₂ O)	公用車運行時の燃料の燃焼, 下水処理、廃棄物の燃焼	298	1.6	○
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	公用車のカーエアコン使用時	12~ 14,800	2.3	○
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用	7,390~ 10,300	0.2	△
六フッ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用に使用	22,800	0.2	△
三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体素子等の製造等	17,200	0.1	△

(注1) 各温室効果ガスの温室効果をもたらす程度を二酸化炭素を基準に比較して表した係数。

(注2) 環境省ウェブサイト [平成25年度温室効果ガス排出量(確報値)] 参照。

第2章 前計画の進捗状況

2-1. 本市の温室効果ガス総排出量は、前計画では令和2年度までに5%削減を掲げており、令和3年度において5,075t-CO₂の削減となった。このことから、基準年度から約13%削減となり、5%削減目標を達成する結果となった。



第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

3-1. 基準年度の温室効果ガス排出量

本市の事務事業における基準年度となる平成26年度の温室効果ガスの排出状況は次のとおりである。

ガス	排出要因		活動量	合計 (t-CO ₂)	構成比 (%)	
二酸化炭素 (CO ₂)	施設の電気使用 ※1		kWh	28,701,141	24,626	63.4
	燃料の使用	ガソリン、混合油	L	179,380	416	1.1
		灯油	L	66,350	165	0.4
		軽油	L	53,954	139	0.4
		A重油	L	103,999	282	0.7
		液化石油ガス(LPG)	kg	60,459	181	0.5
	廃プラスチック類の焼却		t	5,162	11,810	30.4
小計				37,620	96.8	
メタン (CH ₄)	一般廃棄物の焼却		t	13,882	27	0.1
	自動車の走行		km	1,871,117	1	0.0
	下水及びし尿の処理		m ³	14,041	12	0.0
	浄化槽によるし尿及び雑排水の処理		人	43,924	648	1.7
	小計				688	1.8
一酸化二窒素 (N ₂ O)	一般廃棄物の焼却		t	(上記と同じ)	223	0.6
	自動車の走行		km	(上記と同じ)	14	0.0
	下水及びし尿の処理		m ³	(上記と同じ)	4	0.0
	浄化槽によるし尿及び雑排水の処理		人	(上記と同じ)	301	0.8
	小計				542	1.4
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	自動車用エアコンディショナー		台	317	5	0.0
	小計				5	0.0
合計				38,854	100.0	

●温室効果ガス総排出量 (CO₂換算)

(注)端数処理の都合上、合計及び内訳が一致しない場合があります。

※1環境省公表の平成25年度実排出係数(0.000858t-CO₂/kWh)を用いて算出。

●施設別排出量（二酸化炭素のみ）

単位：kg-CO₂

対象施設	電気 使用量	ガソリ ン 混合油	灯油	軽油	A重油	液化石油 ガス (LPG)	廃プラスチ ック類の焼 却	合計	割合
平良庁舎 第2庁舎	781,440	66,215	0	2,663	0	0	0	850,318	2%
城辺庁舎	377,150	31,375	0	4,446	0	0	0	412,971	1%
上野庁舎	159,757	75,253	0	5,513	0	0	0	240,523	1%
下地庁舎	130,467	50,423	0	18,356	0	0	0	199,246	1%
伊良部庁舎	117	7,035	0	214	0	0	0	7,366	0%
消防本部	256,801	43,490	0	35,648	0	0	0	335,939	1%
上下水道部	6,409,047	33,074	0	295	784	0	0	6,443,200	17%
市長部局出先及 び指定管理	12,324,963	48,778	111,457	58,178	75,419	177,920	11,810,198	24,606,913	65%
教育委員会出先 及び指定管理	4,185,837	60,519	53,754	13,889	205,635	3,457	0	4,523,091	12%
	24,625,579	416,162	165,211	139,202	281,838	181,377	11,810,198	37,619,567	100%

－温室効果ガスの主な排出施設－

- ①庁舎 ②浄水場・水源地 ③浄化センター ④集落排水施設
 ⑤地下ダムポンプ施設 ⑥クリーンセンター ⑦学校 ⑧給食共同調理場
 ⑨マティダ市民劇場

※施設における電気使用時の二酸化炭素の排出量も含むもの。

3-2. 削減目標

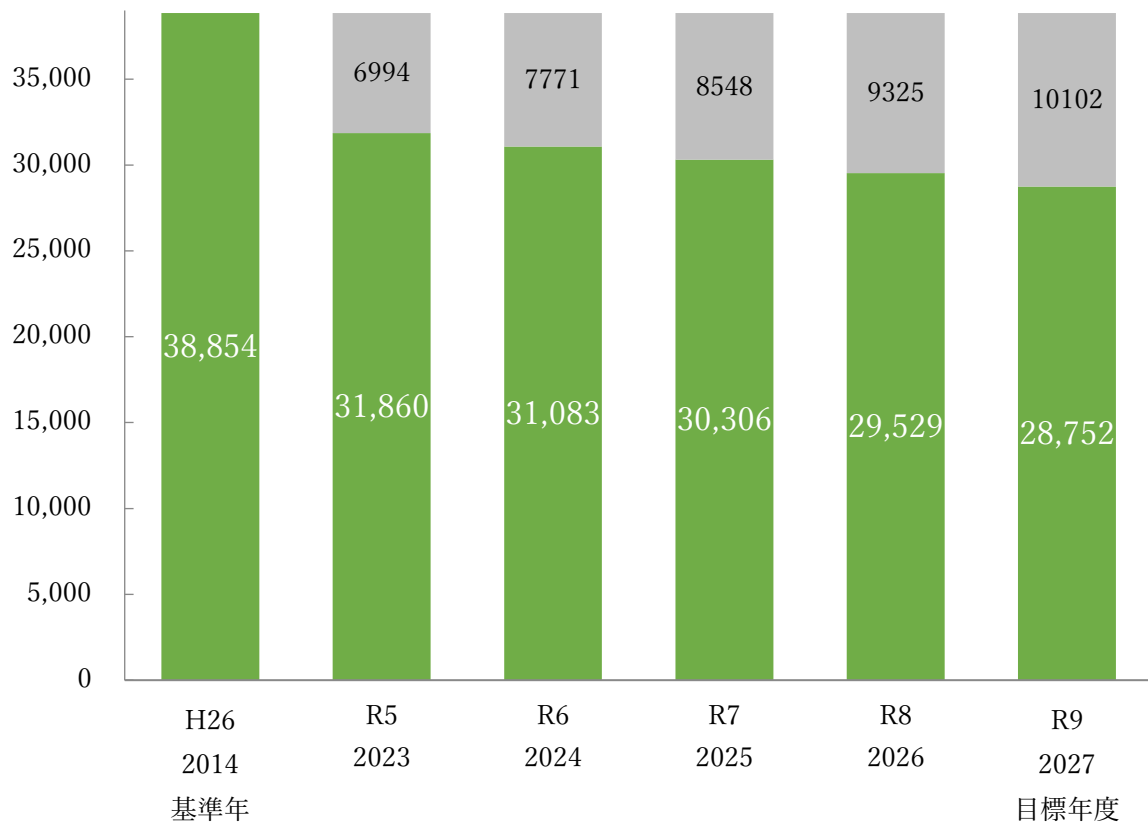
宮古島市の事務及び事業から排出される温室効果ガスの総排出量の年あたりの削減目標を毎年度2%ずつ積み上げることを目標とする。

宮古島市の事務事業における削減目標

2027（令和9）年度における温室効果ガス排出量を2014（平成26）年度比で

約26%削減

温室効果ガスの削減イメージ図 (t-CO₂)



第4章 具体的な取り組み

(1) エネルギー削減

取組項目	具体的な取組内容
1 再生可能エネルギーの積極導入	①ゼロカーボンシティ宣言にもとづき、太陽光発電等、再生可能エネルギーを可能な限り導入する。
2 施設の改善等	①市民や職員が使用する建築物については断熱性に優れた材料や設備の導入に努める。 ②高効率照明や空調への買い換えを古い設備から費用対効果を検証の上、順次行う。 ③公共施設の緑化を推進する。 ④新規・既存を問わず ZEB 化の推進を図る。
3 電気使用量の削減	① unnecessary 照明の消灯を徹底する。 ②窓側の照明や廊下照明は必要最小限にする。また、自然光を活用する。 ③効果的、計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。 ④庁舎冷房温度は 27℃以上に設定することを原則とする。 ⑤冷房中の窓・出入口の開放禁止を徹底する。

3 電気使用量の削減	<p>⑥OA 機器の電源をこまめに切る。また、省電力モードを積極的に活用する。</p> <p>⑦OA 機器の購入・交換に当たっては、エネルギー効率の良い機器の導入を図る。</p> <p>⑧エレベーターはなるべく使用しない。</p>
4 燃料の使用量の削減	<p>①電気自動車の積極的な導入をすると共に、ゼロカーボン・ドライブを推奨する。</p> <p>②公用車の利用にあたり、走行ルート合理化を図る。</p> <p>③車両整備の徹底、タイヤの空気圧など適正管理に努める。</p> <p>④車両の運転にあたってはエコドライブを心掛け、空ふかし、不要なアイドリングを防止する。また、待機時のエンジン停止を励行する。</p> <p>⑤再生可能エネルギーやバイオ燃料などの環境負荷の少ないエネルギーの積極的な使用を推進する。</p>
5 重油の使用量の削減	<p>①ボイラーの使用に当たっては、効率的な運転に努める。</p> <p>②ボイラー等の交換時には、熱効率の良い機種を導入を図る。</p>

(2) 廃棄物の減量化・再資源化

取組項目	具体的な取組内容
1 廃棄物の減量化	<p>①ゴミ類の分別収集を徹底する。</p> <p>②紙の使用量を抑制する。</p> <p>③物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。</p> <p>④ゴミの再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。</p> <p>⑤使い捨ての容器の購入は極力控える。</p>

(3) 公共工事における環境影響の低減

取組項目	具体的な取組内容
1 環境に配慮した工事の実施	<p>①公共工事の発注にあたっては、受注事業者に対して建設機材の利用における省エネ化を要請し、公共工事における環境負荷の低減を図る。</p>

(4) その他の取組

取組項目	具体的な取組内容
1 職員の環境保全に関する意識向上	<p>①職員 1 人ひとりが、地球温暖化対策の必要性を認識し、エネルギーの削減と有効利用を図ることが環境負荷の低減だけでなく費用の節減にもなることを理解して自発的な取組がなされるよう、職員への情報提供や研修を推進する。</p>

2 エコアイランド宮古島推進計画の実行	①エコアイランド宮古島の具現化に向け策定しているエコアイランド推進計画の着実な実行に努める。
---------------------	--

第5章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

5-1. 推進体制と役割

実行計画の効果的な推進を図るため、「エコアイランド宮古島推進本部」（以下、「推進本部」という。）のもと「実行計画推進責任者」（以下「推進責任者」という。）及び「事務局」を配置し、意識の高揚及び実践の推進を図る。

(1) 推進本部

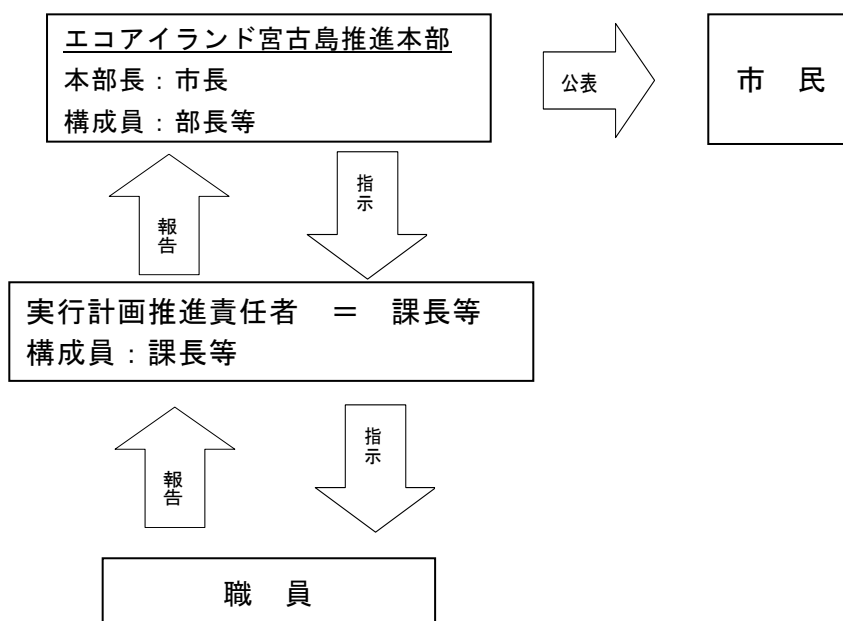
- ① 実行計画の策定及び改廃を行う。
- ② 実行計画の実施状況を把握し、計画の見直し等について協議を行う。
- ③ 策定された実行計画に定めた目標が達成されるよう推進責任者へ指示を行う。
- ④ 実行計画に基づく措置の実施状況に係る公表内容を確認する。

(2) 推進責任者

- ① 各組織にて中心的な役割を果たす為、各課（室、班）長を推進責任者とする。
- ② 推進本部の指示を受け、職員に対して指示や周知などを行う。
- ③ 実行計画の実施状況の確認を行い、実施における課題及び解決策を検討する。

(3) 事務局

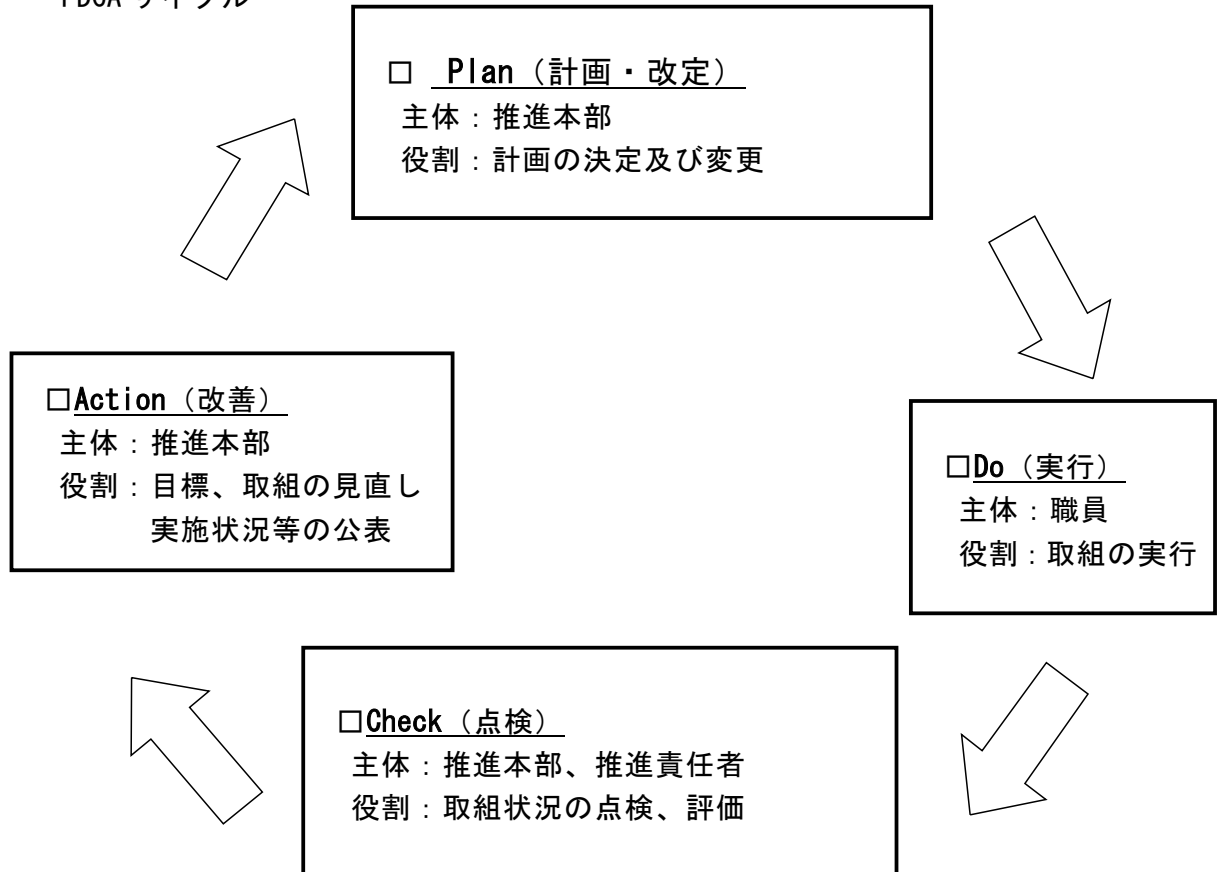
- ① 事務局はエコアイランド推進課に置く。
- ② 各組織の温室効果ガス排出状況、取り組み状況を取りまとめる。
- ③ 推進本部会議の庶務を行う。



5-2. 点検体制

事務局は推進責任者をとおし、進捗状況の点検を行い、エコアイランド宮古島推進本部において点検評価を行います。実行計画の推進を図るため、下のようなPDCA（Plan=計画、Do=実行、Check=点検、Action=改善）サイクルを構築する。

～PDCA サイクル～



5-3. 進捗状況の公表及びスケジュール

計画の進捗状況、点検評価結果及び温室効果ガス排出量については、市HP等により公表します。また公表までの年間スケジュール（案）は以下のとおりとします。

4月・・・関係各課への実績報告依頼

5月・・・実績報告期間

6～8月・・・事務局とりまとめ期間

8月・・・推進責任者への照会

10月・・・エコ推進本部への進捗報告、（承認後）実績について市長決裁

11月・・・進捗状況等の公表